

健康保険被保険者証の新規発行停止に伴う申請確認書類の対応について

令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなったことに伴い、建設業及び建設関連業の許可（登録）申請等における常勤性・雇用状況等の確認書類の取扱いは以下のとおりとなります。

令和7年12月1日まで

既発行の健康保険被保険者証は引き続き確認書類として提出することが可能です。（ただし、令和7年11月30日以前に被保険者証に記載された有効期限が到来する場合は、その有効期限まで。）

令和7年12月2日以降

健康保険被保険者証は確認書類として認められません。以下に例示する書類のうちのいずれかを提出して下さい。（事業所の名称が記載されたものに限る。マイナ保険証を持っていない場合に発行される「資格確認書」は不可。）

<提出書類の例示>

従前から健康保険被保険者証の提出ができない場合の代替として認めていた書類と基本的には変わりありません。

- 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書【原則】
- 住民税特別徴収税額通知書
- 雇用保険被保険者資格確認通知書
- 所属企業が発行した雇用証明書

※詳細は各申請の手引き等でご確認下さい。